

新規指定・指定更新の流れ（地域密着型サービス・居宅介護支援・総合事業）

事業を行おうとするときには、あらかじめ行おうとする事業の指定の基準等の確認をお願いします。

1 新規指定

	ポイント
1 準備	<ul style="list-style-type: none"> • 事業を行うためには、法人である必要があります（病院、診療所、薬局が行う場合等は除きます。医療法人は定款を変更する必要があります。） • 法人の定款に、当該事業を実施することが記載されている必要があります。
2 事前相談	<ul style="list-style-type: none"> • 指定申請を行う前（施設の新築、改修の前等）に、あらかじめ地域包括ケア推進課事業者指導担当に相談をしてください。 • 入所系、通所系のサービスについては、建物が建築基準法及び消防法に適合していることを確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> * 焼津市 建築指導課（アトレ庁舎2階） * 志太消防本部 • 事業開始予定日の<u>少なくとも1か月前までに</u>指定申請書の提出ができるよう早目の準備をお願いします。 • 介護職員処遇改善加算については、<u>算定を受けようとする月の前々月の末日までに</u>介護職員処遇改善加算届出書等の提出が必要ですので、御注意ください。
3 指定申請	<ul style="list-style-type: none"> • 該当するサービスの「指定申請書添付書類チェックリスト」を確認の上、指定申請書類を作成、準備してください（書類がすべてそろっていないと受付できません。）。 • 必要な書類がすべてそろったら、担当者に提出（基本は持参）してください。 <p>◎ 平成30年4月より焼津市では新規指定に係る手数料を徴収します。 <新規指定の場合：地域密着型サービス：1サービスにつき20,000円、居宅介護支援：20,000円、地域密着型介護予防サービス：1サービスにつき15,000円、介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）：1サービスにつき15,000円> * 詳細は別表をご覧ください。</p> <p>◎ 申請時に専用の納付書をお渡ししますので、焼津市指定の金融機関で納付してください。 納付後、本人控を地域包括ケア推進課事業者指導担当に持参してください。</p>
4 審査	<ul style="list-style-type: none"> • 市では、指定基準に対する適否(欠格要件該当者、人員の過不足、設備・施設の状況、運営規程の内容等)を確認します。必要に応じ書類の訂正、差換えをお願いします。 • 現地調査 各事業所に出向いて現地調査を行います。
5 指定	<ul style="list-style-type: none"> • 審査の結果、問題がなければ、指定され、指定審査結果通知書が送付されます。 • 指定日は、原則として<u>毎月1日又は15日</u>になります。

2 指定更新申請

指定（許可）の有効期限は、6年です。6年ごとに指定（許可）の更新を受けなければ、指定（許可）の効力はなくなります。

指定（許可）を受ける際の流れは、次のとおりです。

	ポイント
1 更新申請	<ul style="list-style-type: none"> 該当するサービスの「指定申請書添付書類チェックリスト」を確認の上、指定（許可）更新申請書類を作成、準備してください（書類がすべてそろっていないと受付できません。）。 必要な書類がすべてそろったら、地域包括ケア推進課事業者指導担当に提出（基本は持参）してください。 更新申請は、原則として指定（許可）有効期限の2か月前から受け付けます。 <p>◎ 平成30年4月より焼津市では指定更新に係る手数料を徴収します。 <指定更新の場合：地域密着型サービス：1サービスにつき10,000円、居宅介護支援：10,000円、地域密着型介護予防サービス：1サービスにつき8,000円、介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）：1サービスにつき8,000円></p> <p>◎ 申請時に専用の納付書をお渡ししますので、焼津市指定の金融機関で納付してください。 納付後、本人控を地域包括ケア推進課事業者指導担当に持参してください。</p>
2 審査	<ul style="list-style-type: none"> 市では、指定基準に対する適否(欠格要件該当者、人員の過不足等)を確認します。必要に応じ書類の訂正、差換えをお願いします。
3 指定の更新	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果、問題がなければ、指定は更新され、審査結果通知書又は許可更新通知が送付されます。

【注意】 総合事業：第1号訪問事業・第1号通所事業の指定更新について

総合事業の事業者指定の有効期間は焼津市の規則で6年間と定めていますが、市の規則で経過措置を設けており、平成30年4月1日以後に行われる最初の指定更新については、「現に介護予防訪問介護事業者又は介護予防通所介護事業者として指定を受けている期間について指定を受けた日（指定の更新を受けた場合にあつては、指定の更新日）から起算して6年」となっています。

そのため今回みなし指定で更新した事業所の中では、平成36年（2024年）3月31日より前に指定有効期間が満了する事業所があります。

【焼津市 新規指定・指定更新手数料一覧】

事業の種類	指定申請 (1件当)	指定更新 (1件当)
指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	20,000円	10,000円
指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	20,000円	10,000円
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	15,000円	8,000円
介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）指定事業者の指定の申請に対する審査	15,000円	8,000円